

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
長島・獅子島ゾーン	1	蔵之元漁港海岸 蔵之元地区	水	出水郡長島町蔵之元地内	456	+2.9	護岸	長島町の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	長島港海岸 浜渡地区	港	出水郡長島町藤倒地先	1,196	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	3	長島町海岸 小渡地区	農	出水郡長島町大字平尾字小渡2415番地～2406番地	132	+4.3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	長島港海岸 北方崎地区	港	出水郡長島町菖浦ノ渡地先	802	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	茅屋漁港海岸 茅屋地区	水	出水郡長島町大字平尾字津風呂2163番地1地先	1,483	+3.0	護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	長島町海岸 茅屋地区	農	出水郡長島町字引地3693の3番地～小島本1513番地	503	+3.5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	長島町海岸 長次郎地区	農	出水郡長島町大字平尾字長次郎1477番地～口之福浦1470番地	390	+4.6	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	長島海岸 成川地区	水管理	出水郡長島町平尾1417番地の3～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0 +4.0	堤防	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	9	長島海岸 口之福浦地区	水管理	出水郡長島町平尾1440番地の1～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0 +4.0	護岸	長島町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	10	長島港海岸 浦底地区	港	出水郡長島町浦底字浪崎地先 出水郡長島町浦底字滝下地先 出水郡長島町浦底字福浦地先 出水郡長島町浦底字平吹地先	3,212	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	11	長島町海岸 和仁浦地区	農	出水郡長島町大字浦底字辰ノ崎289番地～宇ノ瀬3483番地	1,089	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	12	長島町海岸 川畑地区	農	出水郡長島町大字浦底字立石3526番地～3526番地	109	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	13	長島町海岸 長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬3608番地～3602番地	92	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	14	東海岸 三船地区	水管理	出水郡長島町浦底字三船3905番地～出水郡長島町浦底字長瀬3615番地	427	+4.0 +4.0	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	15	長島町海岸 三船地区	農	出水郡長島町大字浦底字赤崎4627番地～五社4501番地2	585	+2.6	護岸	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	16	東海岸 乳之瀬地区	水管理	出水郡長島町諸浦字薄井1320番地～出水郡長島町諸浦字吹鳥1397番乙号1	368	+3.5 +3.5	護岸・突堤・消波堤	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	17	長島港海岸 白瀬地区	港	出水郡長島町諸浦字竹崎地先 出水郡長島町諸浦字白瀬地先 出水郡長島町諸浦字浦川地先 出水郡長島町諸浦字水酌川地先 出水郡長島町諸浦字山頭地先	1,507	-	堤防・護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	18	諸浦島海岸 第一島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島325番地～324番地の1	291	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	19	諸浦島海岸 田島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島314番地～313番地	223	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	20	葛輪漁港海岸 葛輪地区	水	出水郡長島町諸浦大牟田263番地先	256	+2.7	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

+2.9～5.0
(嵩上げ高最大0.6m)
本数値は代表箇所のも
のである

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。
注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域	地 名				延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)			
長島・獅子島ゾーン	21	東町海岸 第一長瀬地区	農	出水郡長島町大字諸浦字長瀬1203番2	47	+5.0	+2.9～5.0 (嵩上げ高最大0.6m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	22	東町海岸 第二長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬1186番2	38	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	23	諸浦島海岸 本浦地区	農	出水郡長島町大字諸浦字折口1073番地～木の根1144番地	386	+5.0		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	24	長島港海岸 本浦地区	港	出水郡長島町諸浦字崩尻地先	515	-		堤防・護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	25	東町海岸 竹崎地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字竹崎5058番地7～5055番地	539	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	26	東町海岸 第一摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5383番地～	160	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	27	東町海岸 第二摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5383番地～5386番地	147	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	28	東町海岸 第三摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5392番地～5395番地	278	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	29	長島港海岸 伊唐地区	港	出水郡長島町鷹巣字木場地先 出水郡長島町鷹巣字山墓地先 出水郡長島町鷹巣字戸渡内地先 出水郡長島町鷹巣字水桂地先 出水郡長島町鷹巣字清良地先	-	-		-	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	-	
	30	東町海岸 片平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣代良4899番地～片平4858番地	954	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	31	東町海岸 代良地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字代良4898番地～	166	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	32	東町海岸 (第二目吹地区)	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹4948番地～4965番地	423	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	33	東町海岸 第一目吹地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹5012番地～5018番地	156	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	34	長島町海岸 野中地区	農	出水郡長島町大字獅子島字野中1058番地～重崎1026番地	172	+4.5		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	35	片側港海岸 西・南・北地区	港	出水郡長島町獅子島字早崎地先 出水郡長島町獅子島字仮又地先 出水郡長島町獅子島字琵琶首地先	634	-		護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	36	東町海岸 須舞取地区	農	出水郡長島町大字獅子島字須舞取4492番地～鬼塚4507番地	240	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	37	長島町海岸 平野地区	農	出水郡長島町字引地3693の3番地～鬼塚4503番地	431	+4.5		堤防・樋門	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	38	獅子島港海岸 御所浦地区	港	出水郡長島町獅子島字引地地先 出水郡長島町獅子島字前田地先 出水郡長島町獅子島字別富地先	1,431	-		堤防・護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	39	獅子島港海岸 湯ノ口地区	港	出水郡長島町獅子島字津木地先 出水郡長島町獅子島字米山地先	809	-		堤防・護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	40	東海岸 立石地区	水管理	出水郡長島町大字弊串字立石2068番地～出水郡長島町大字弊串字立石2203番地	360	+5.0 +5.0		堤防・護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
41	獅子島港海岸 柏栗地区	港	出水郡長島町獅子島字伊達具地先 出水郡長島町獅子島字陣出地先	-	-	-	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	-			
42	獅子島海岸 桑の木迫地区	農	出水郡長島町大字獅子島字達手具1934番地～2019番地	135	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域 地 名	延長 (m)			計画天端高 T.P. (m)	地 域			
長島・獅子島ゾーン	43	東町海岸 外曲地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1790番地	86	+5.0	+2.9～5.0 (嵩上げ高最大0.6m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	44	東町海岸 岩元地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1770番地～1788番地	263	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	45	幣串漁港海岸 幣串地区	水	出水郡長島町大字獅子島地内	880	+3.1		護岸・消波堤	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	46	東町海岸 池松地区	農	出水郡長島町大字獅子島字御上綱代1269番地～1273番地	132	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	47	東町海岸 大首地区	農	出水郡長島町獅子島字大首1248番地～1254番地	377	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	48	長島町海岸 薄井地区	農	出水郡長島町大字諸浦字薄井1251番地	254	+3.8		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	49	薄井漁港海岸 薄井地区	水	出水郡長島町大字諸浦字薄井1236番地先	181	+2.8		護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	50	東町海岸 第一養野地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字養野3320番～3326番	270	+4.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	51	東町海岸 第二養野地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字養野3329番～3338番	243	+4.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	52	東町海岸 水羽山地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字水羽山3349番～3361番	330	+4.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	53	東町海岸 白拍子地区	農	出水郡長島町大字鷹ノ巣字白拍子3413番～3390番	274	+5.0		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	54	東町海岸 八合地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字八合3509番地～百田3525番地	306	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	55	宮之浦港海岸 宮之浦地区	港	出水郡長島町大字鷹ノ巣字焼崎地先	351	-		護岸	長島町町の一部	住宅地	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、護岸天端の嵩上げ及び胸壁の整備を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	56	東町海岸 折地地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字崩先140番地～119番地	115	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	57	東町海岸 外平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字早稲田195番地～185番地	246	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	58	長島町海岸 松ヶ平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字大迫326番地～986番地	569	+4.0		堤防・突堤・離岸堤	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	59	長島港海岸 脇崎地区	港	出水郡長島町川床字浦田地先 出水郡長島町川床字宮ノ後地先 出水郡長島町川床字濱田ノ上地先 出水郡長島町川床字京泊地先	1,837	-		堤防・護岸	長島町町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	60	東町海岸 沢津地区	農	出水郡長島町大字川床字沢津平2566番地	235	+5.0		堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	61	東町海岸 松ヶ迫地区	農	出水郡長島町大字川床字松ヶ迫2303番地～2344番地	685	+5.0		堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	62	観音漁港海岸 観音地区	水	出水郡長島町大字川床字平瀬平地内	634	+2.9		護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
63	東町海岸 中迫地区	農	出水郡長島町大字川床字中迫2219番地～平瀬2139番地	424	+5.0	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
64	東町海岸 第一中迫地区	農	出水郡長島町大字川床字中迫2060番地～2116番地の19	173	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
65	東町海岸 鍛冶屋越地区	農	出水郡長島町大字山門野字鍛冶屋越3272番地～合戦場3261番地	237	+5.0	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
66	長島港海岸 加世堂地区	港	出水郡長島町山門野字丸岡地先 出水郡長島町山門野字浦下地先 出水郡長島町大字山門野字小向江地先 出水郡長島町山門野字ウノ瀬地先	2,521	-	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。
注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地 区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
出水ゾーン	67	脇本漁港海岸 関穴浦地区	水	阿久根市脇本字廣丸10827番4地先	304	+2.6	+3.1～6.1 (嵩上げ高最大0.7m) 本数値は代表箇所のものである	護岸	阿久根市の一部	森林、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	68	大瀬港海岸 大瀬地区	港	阿久根市脇本地先	401	-		護岸	阿久根市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	69	小瀬港海岸 小瀬地区	港	阿久根市脇本字下瀬戸地先	98	-		護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	70	八郷港海岸 八郷地区	港	阿久根市脇本字八郷地先	180	-		護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	71	阿久根海岸 脇本八郷地区	農	阿久根市大字脇本字八郷12167番地の～ 備前川内12315の1番地	880	+4.5		堤防	阿久根市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	72	高尾野海岸 辺田地区	水管理	出水市高尾野町江内5622番地 ～出水市高尾野町江内5979番地1	1,034	+4.5 +4.5		護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	73	野口漁港海岸 野口地区	水	出水市高尾野町江内5979番地先 出水市荘3661番地先	1,455	+3.5		護岸	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	74	桂島漁港海岸 桂島地区	水	出水市大字荘字下桂3697番地先	226 226 226	+3.6		護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	75	出水海岸 桂島地区	水管理	出水市壮字下桂3697番地の26 ～出水市壮字上桂3667番地	285	+3.0 +3.0		堤防・護岸・消波堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	76	出水海岸 葦島地区	水管理	出水市壮字赤2816番地先 ～出水市壮字脇道2734番地1	150	+5.2 +5.2		堤防	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	77	荒崎海岸 出水干拓地区	農	出水市汐見町1069番地～高尾野町江内 6130番地	6,871	+6.0		堤防・樋門	出水市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の老朽化をうけて再整備により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の農地等を越波、飛沫から防護することを第一とする。
	78	出水海岸 下知識地区	水管理	出水市下知識町字蔵之元7427番地 ～出水市下知識町字北名護浦3073の2番地	3,186	+4.9 +4.9		堤防・護岸・突堤・消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	79	名護漁港海岸 名護地区	水	出水市大字下知識字北名護地内	56 56 1061	+2.7		堤防・護岸・離岸堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防、護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	80	米ノ津海岸 昭和干拓地区	農	出水市米之津町7480番地1地	610	+6.0		堤防・突堤	出水市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	81	米之津港海岸 東・西地区	港	出水市下鯖洲地先	789	-		堤防・護岸	出水市の一部	住宅地、商業地、農地	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、胸壁の整備を行う。	・堤防、護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
82	出水海岸 櫛木地区	水管理	出水市下鯖町字大丸2615番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3093番 2地先	1,619	+4.5 +4.5	堤防・突堤・離岸堤	出水市の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
83	出水海岸 前田地区	水管理	出水市下鯖町字川尻3513番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3098番 4	2,603	+4.5 +4.5	堤防・護岸・突堤・消波堤	出水市の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。